

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立高部中央こども園	種別：幼保連携型認定こども園																
代表者氏名：富永純子	定員（利用人数） 120名 （104名）																
所在地：静岡市清水区梅ヶ谷459番地の1																	
TEL：054-346-1503	ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp																
【施設・事業所の概要】																	
開設年月日 昭和22年4月1日																	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市																	
職員数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">常勤職員</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">16名</td> <td style="width: 25%;">非常勤職員</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">8名</td> </tr> </table>	常勤職員	16名	非常勤職員	8名												
常勤職員	16名	非常勤職員	8名														
専門職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">（専門職の名称）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">保育教諭</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">18名</td> <td style="width: 25%;">保育補助員</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td>調理員</td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td>嘱託医</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> </table>	（専門職の名称）				保育教諭	18名	保育補助員	1名	栄養士	1名	調理員	3名	事務員	1名	嘱託医	2名
（専門職の名称）																	
保育教諭	18名	保育補助員	1名														
栄養士	1名	調理員	3名														
事務員	1名	嘱託医	2名														
施設・設備の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">（居室数）</td> <td style="width: 50%;">（設備等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">保育室</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">6</td> </tr> </table> </td> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">事務室</td> <td style="width: 25%;">遊戯室</td> <td style="width: 25%;">トイレ</td> <td style="width: 25%;">プール</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>休憩室</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	（居室数）	（設備等）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">保育室</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">6</td> </tr> </table>	保育室	6	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">事務室</td> <td style="width: 25%;">遊戯室</td> <td style="width: 25%;">トイレ</td> <td style="width: 25%;">プール</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>休憩室</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事務室	遊戯室	トイレ	プール	給食室	休憩室				
（居室数）	（設備等）																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">保育室</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">6</td> </tr> </table>	保育室	6	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">事務室</td> <td style="width: 25%;">遊戯室</td> <td style="width: 25%;">トイレ</td> <td style="width: 25%;">プール</td> </tr> <tr> <td>給食室</td> <td>休憩室</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事務室	遊戯室	トイレ	プール	給食室	休憩室								
保育室	6																
事務室	遊戯室	トイレ	プール														
給食室	休憩室																

③理念・基本方針

理念

【静岡市子ども・子育て支援プラン基本理念】

○静岡市は子どもの育ちを市民が一体となって支え、人とのつながりの中で、すすんで社会に参画する若者をはぐくみます

【静岡市教育振興基本計画】

○目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子どもたち」

- ・自己肯定感を高める子
- ・夢中になって遊ぶ子
- ・明るく伸び伸び生活する子
- ・自分らしく表現する子
- ・楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

○小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施

○小学校就学前のこどもの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

○教育基本法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します

○園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】

○「たくましく しなやかな子どもたち」

【高部中央こども園 教育保育目標】

○「自分が好き みんなが好き」

基本方針

【高部中央こども園 令和3年度 重点目標】 「心を動かし 夢中になってあそぶ」

【高部中央こども園 令和3年度 教育保育の柱】 ・健康な体と心作り
・人との関係作り
・遊びが広がる環境作り

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 一人一人を見守り、安心・安定をはかる。自分の良さに気づき、大切にするための支援
- 2) 自分の思いを伝えたり、人の話を聞いたりすることが楽しいと感じる環境作り
- 3) 自ら遊びだしたくなる工夫や遊びを継続して取り組める環境構成
- 4) 保護者と信頼関係を築き、子どもの成長を共に喜び合うための支援
- 5) 地域の小学校2校と中学校1校との連携を通して、こども園から中学校までの子ども達の育ちを共有する。また、地域の自然を活かした活動や地域行事への参加を通して地域への親しみを培う

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年 8月（契約日） ～ 令和4年 2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成20年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 理念遂行と質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

静岡市が掲げる理念をもとに園教育・保育目標「自分が好き・みんなが好き」、重点目標「心を動かし 夢中になってあそぶ」を掲げ、園の遊びの実態を分析して定められた「遊び改善構想」研修テーマ（「もう1回」「またやりたい」と思える遊びの援助）と日々の手だてをもって具現化に努めている。研修は年間研修計画に沿って進められ、クラスごとの研究保育（公開保育）では、事前研修、前日研修で子どもの実態、方向性、ねらいや内容、研修テーマとの関わり、環境図を確認して臨み、事後研修で振り返って成果や課題を明確にし、職員間で共通理解している。年度末に総合評価を行って次年度の保育実践に活かしており、質の向上への取組が担保されている。さらに、目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、教育及び保育の質の向上に資することを目的とした園評価が実施され、職員全員の自己評価の後、学校評議員による評価や保護者アンケートの結果も踏まえ、園としての組織的、継続的な改善が図られPDCAサイクルが確立している。

2. チーム全体で誰もが当事者意識をもって課題に向き合っている

人事異動があり、園での平均在職年数が3年という状況でチームを形成するために、BS

法やKJ法、ダイヤモンドランキングの手法を活用して園教育・保育目標、重点目標、「遊び改善構想」研修テーマを導き出している。保育者一人ひとりが自らの保育を振り返り、園の子どもを見取り、遊びの実態を掴むことから課題の焦点化を図っており、当事者意識をもって目標達成に向けて取組む姿勢が構築されている。ボトムアップ型の園運営が奏功し、職員自ら「保育を語り合う会を作りたい」と提案があり、「虹会」（パート職員も参加できる午後2時からの会議）の発足に結びついている。職員間の連携を深め、中堅職員や若手職員育成のためにも、今後の取組が期待される場所である。

3. 地域の小学校2校・中学校1校と連携し、こども園から中学校までの子ども達の育ちを共有している

令和4年度から一斉スタートする「静岡型小中一貫教育」に向けて、年4回開催されている「六中学区小中一貫協議会」に園長が参加し、こども園から中学校とのつながりを深め、職員が連携して12年間を見通した育ちを共有している。高部地区のめあて「時を守り 場を清め 礼を正す」を軸となる取組みの基本として、園のグランドデザインにも掲げ、水車小屋や史跡など地域の自然を活かした探索活動や鹿島神社奉納祭、高部祭り等、地域行事への参加を通して地域への親しみを培っている。昨年度～今年度はコロナ禍で多くの行事が中止となっているが、公開保育や公開授業で職員間の交流を図っている。

◇改善を求められる点

1. 発信する情報が「伝わる」工夫

クラスボードを活用したり、門扉横に設置した掲示板にドキュメンテーションを貼り出したり、個別面談、送迎時の会話、園便りやクラス便り等、様々な方法で保護者に園での活動や子どもの成長の様子を発信しているが、「伝わっていない」ことがアンケート結果からうかがえた。コミュニケーションの取り方等、引き続き検討し、園（保育者）の真摯な取組が「伝わる」ことを期待したい。

2. 園庭の有効活用の発信

安全面から基準に満たない遊具を撤去したが、保護者には空白感としてマイナスイメージで捉えられていることは否めない。すでに乳児用園庭として一部活用されているが、新設遊具の有無や、固定遊具にとらわれない遊びなど、園庭環境を見直し有効活用している様子がさらに発信され、保護者理解につながるよう期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受けることにより、園の運営や保育の取り組みについて様々な視点で整理しながら確認し、見直すことができました。その中で、自園なりの工夫や取り組みを高く評価していただいたことは、職員の自信や励みにつながりました。

求められた改善点については、職員全体で共有し、保護者に子どもの成長や保育で大切にしていることが伝わるよう取り組んでいきます。

今後も保護者や地域の方々に信頼されるこども園を目指してまいります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>『静岡市子ども・子育て若者プラン』の基本理念・基本目標、「目指す子どもの姿」をもとに、園の教育・保育目標、重点目標を定め、グランドデザイン、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」等に明記している。園の教育・保育目標、重点目標は全職員で昨年度の保育を振り返り、課題を焦点化して導き出し「目指す園児像」「学年目標」「研修テーマ」として保育の具体的な取り組みへとつながっている。保護者には例年、新入園児オリエンテーションにて説明・周知しているが、昨年度と今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から資料配付に留め、年度当初のクラス便りを活用し、学年目標と歳児毎の育ちについてイラストを交えて記載、園が取組む保育の方向性を説明している。周知状況は年度末の保護者アンケートで確認されている。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>市子ども園課主催の研修や保育士会だより、全保協、報道からの動向把握とともに、静岡市地域福祉基本計画、静岡市子ども子育て若者プランの内容や、高部地区社協だより、交流館だよりで地域の動向把握にも努めている。地区主任児童委員から寄せられる情報や、園が実施する「おしゃべりサロン」・園庭開放、園見学等の参加者から、未就園児と保護者交流の場としての必要性を認識し、園の取り組みに反映する仕組みはあるが、新型コロナウイルス感染症蔓延によりおしゃべりサロンや園庭開放への参加者が減少し、具体的なニーズは掴みきれていない。入所率は毎月、市子ども園課に提出する「在園児童年齢区分表」でその推移を把握し、保育内容や組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析は年2回全職員で取組む園評価で行われている。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>経営の重点に関わる「教育・保育目標」、各領域に関わる10項目（「こども園における教育・保育」「安全管理・指導」「保健管理・指導」「特別支援教育・保育」「組織運営」「研修」「教育・保育環境整備」「家庭との連携・協力」「近隣の学校との連携」「地域との連携」）について職員各自の自己評価を取りまとめて園評価とし、問題点や課題点を明らかにしている。園評価の結果を受け、園経営状況や改善すべき点を園長、副園長で共有し、学校評議員会においてその内容を説明、助言を得て改善策を示し取組を進めている。園評価は年度中期に中間評価を実施して成果・課題をあげ、職員会議で周知し、後期の経営・保育の実践に活かしている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「園運営」、「教育・保育の質の向上」、「安心安全な園生活」、「家庭との連携と子育て支援」、「地域との連携」についての中・長期計画を策定している。経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるよう目標、手だて、実施回数を明確に記し、評価が行える内容となっている。毎年度末には中・長期計画の見直し（評価・振り返り）を行い、目標に対する成果、課題、改善策を明らかにし、その結果を受けて新たな中・長期計画を策定している。配当予算内で計画・執行にあたり、老朽化に伴う修繕はこども園課へ報告し、順次着手できるよう進めている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の内容を反映し単年度計画を策定している。「経営の計画」「教育・保育内容」（行事計画、保健計画、安全計画、家庭との連携など）「子育て支援事業」等、単年度における事業内容が「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に具体的に示されている。全体的な計画書に記載したそれぞれの取組に対し、分掌がねらい、実施回数等の数値目標、具体的な内容を記載した企画書を作成、職員会議にて確認し、実施後の評価・反省を踏まえ、課題から改善点を明確にして次年度につなげており、計画された内容を職員が意識して取組める内容となっている。年2回の園評価、保護者アンケートの数値からも評価を実施し次年度に活かしている。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度末の各分掌からの反省、園評価からの課題、改善策を集約して策定している。計画期間中における事業計画の実施状況は、各分掌が作成した企画書をもって職員会議で把握し、実施後は担当者を中心に反省・評価され、気づきや課題があれば改善策を出し修正しながら見直しを行っている。各種の計画の内容は職員会議での説明や担当ごとの打合せ、文書や掲示物、朝の打ち合せ等で理解を促し、職員会議や朝の打ち合わせに参加できない職員に対しては内容を報告する担当を決め、それぞれの担当から確実に報告し周知・理解できるようにしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容は、入園のしおり、重要事項説明書、園だより（年間計画、月の行事）に記載して配付し、重要事項説明書、園だより、クラスだよりを玄関に掲示している。例年は4月に保育説明会を計画実施するが、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止して資料配付に留め、毎月の園だより、クラスだよりの発行で子どもの姿や学びを伝えている。さらに毎日のクラスボード、行事や遊びの写真を掲示し、視覚で子どもの様子を分かりやすく伝え、また、ホームページにて年4回、園の様子を掲載している。保護者参加の行事等については「お知らせ」として配付し、玄関に提示、「明日は〇〇があります」と個別に口頭で伝える他、メール配信も行って、参加を促す観点から周知への工夫を凝らしている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の保育の振り返りをはじめ、月・週日案の自己評価、分掌担当者を中心にした年間計画・行事の反省・改善策検討など、職員会議で共有しながら立案→実施→評価を継続して実施している。静岡市立こども園全園が、教育及び保育の質の向上に資することを目的として毎年園評価に取組み、各こども園の教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、PDCAサイクルを確立している。園評価は年2回自己評価を行って職員会議にて園としての評価を明確にし、学校評議員会において園関係者評価委員に園説明を行い、評価を受けて、保育の質の向上に関する取組が実施されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>園評価は園説明・自己評価・関係者評価・園関係者評価委員からの評価を経て改善策を挙げ、課題を文書化し、ホームページに掲載している。評価結果から明確になった課題については</p>		

職員会議や分掌ごとの話し合いをもって改善策（来年度の具体的な取組目標等）を示し、職員間で共有している。改善策を受けて次年度の事業計画に反映し、各分掌が計画的に取組み、実施後は乳児会議・幼児会議・各分掌会議・職員会議等を行って振り返り、さらなる改善策を講じて計画を見直し、実践している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに園経営の基本的な方針を示すグランドデザインを作成し、新年度職員会議にて説明、周知している。また、人事評価では園の「組織重点目標シート」を作成して目標とその成果指標を記載して職員に配付し、経営に関する方針と取組を明確にしている。自らの役割と責任を含む職務分掌は要覧、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に記載して周知を図り、災害時等における対応について災害時役割分担表を作成し、園長不在の時でも対応できるよう副園長（園長・副園長不在の時は主任保育教諭）が責任者となり指揮を執るようフローチャートにて明確化している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>適切な処理を行うべく静岡市準公金取り扱い基準を理解するとともに、こども園課による事務説明会に参加し、取引業者から納品された物は検品後、納品書、請求書を受取ってこども園課に提出し、10万円以上の物は相見積もりを取る等、公正な取引に努めている。また、園長研修においてメンタルヘルス、リスクマネジメント等法令研修を実施して必要な知識を習得し、労働条件・職場環境に関する資料、新型コロナウイルスに関する資料等、ファイルして事務室に保管するとともに、いつでも取り出して確認できるようにしている。職員に対して必要な法令研修は市コンプライアンス推進課によるオンライン学習を義務付け、勤務時間内にすべての職員が受講する仕組みになっている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価の重点目標シートに「教育・保育の質の向上」を掲げ、職員に対して当初面談、中間面談、評価面談を実施し、その都度助言、評価を行っている。保育の質に関する課題をクラスリーダーから直接報告を受けた場合は実際に保育に入って現状を把握し、内容により副園長、主任保育教諭と改善策を見出し、それぞれの立場から取組めるように指導している。また、各分掌のリーダーが中心となって研修や活動を進める中で報告を受け、研修や活動の進め方の相談に応じたり、会議の中で方向性を提示したり、それぞれの意見を集約しながら</p>		

ねらいに沿った保育が展開できるよう働きかけている。さらに、園長会主催研修、他園の公開保育、近隣の小学校公開授業等、園内研修以外の研修にも参加できるように研修体制を整えている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>経営の改善や業務の実効性の向上に向け、年齢区分表、職員構成調べ、園務分掌、ローテーション表による人事、労務の明確化を図り、予算の使途を明瞭化することで検証しながら実施している。副園長が管理する月のローテーション、日々の人員配置、休憩取得に関して園長が確認を行い、有給休暇の取得と時間外労働時間の把握と分析をし、働きやすい職場環境作りを取組んでいる。また、会議時間の短縮を目指し、予め議題と所要時間を明確にして効率化を図っている。職員配置表や打合せの記録を事務室に置き、職員全体が把握できるようにし、また、必要書類の回覧や掲示で情報を周知し、各分掌担当が中心となり計画に基づいて行われた保育・行事実施後の評価と課題の明確化に努めている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>静岡市で定められた基準に沿ってこども園課が正規職員、会計年度任用職員の人員配置を行い、園においては毎月こども園課に年齢区分表、職員構成調べを提出し、安心できる保育の観点から人員不足であることを伝えている。育成については静岡市が示した教員育成指標に基づく研修、保育士会研修、園内研修等に参加し、教育・保育の実践につなげている。人材確保についてはこども園課による正規職員選考、会計年度任用職員（パート）においては園で選考を行っている。園でも募集のポスターを掲示したり、保護者にも園だよりで呼びかけたり、職員による有資格者への呼びかけも併せて行っているが、慢性的な人員不足は続いている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像をグランドデザイン、人事評価シートで明確にして職員に伝えている。人事に関しては自己申告書（正規）、継続任用希望調査（会計年度任用職員）があり、昇進、昇給については人事課からの通知がある。正規職員・会計年度任用職員ともに人事評価により評価する体制があり、職員の処遇改善については園長会の職員関係専門部を中心に話し合いを行い、必要事項をこども園課に要望している。人事評価面談や自己申告書をもとに職員の意向を確認してこども園課長、係長との面談にて報告し、出された意見から改善できるものは園内にて進めている。静岡市教員育成指標により、計画的に研修が行われる中でそれぞれの職員がその時期に必要な学びの獲得ができ、段階を踏みながら資質向上へとつながる仕組みができています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>時間外勤務は事前に園長に申請してから実施し、休暇取得においては事前に希望日を申請し、園内の職員配置を確認、調整し、基本的には取得できるように努めている。毎月、職員の時間外勤務・年次有給休暇取得時間を確認し、副園長と職員配置状況を確認しながら、人員不足の中でも年次有給休暇取得の推進を心がけている。職員の定期健康診断やストレスチェック、腰痛及び頸肩腕障害検査を周知、実施し、再検査が必要な職員には受診を勧め、健康維持に留意している。人事評価面談において意見や思いを聞き相談に応じ、日頃の職員の状況は副園長や主任保育教諭、クラスリーダーなど、身近にいる職員が相談を受けることもあるが、園長は必ず報告を受けている。相談窓口は園長となっており、相談しやすい環境（個室、個別）を作っている。また、市役所の保健室で相談できる体制がつけられている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度の行動評価に静岡市・こども園の職員として期待する職員像が記され、それを基に個々の目標が立てられている。個人目標シートは目標とその成果指標、終期時点の達成水準や自身の役割が明確になっており、園の教育・保育目標、重点目標を必須項目に掲げ、その他、自身の役割遂行目標を個人目標シートに設定、目標設定時面談を行い設定された目標や自身の役割を確認している。中間フォロー面談を実施し、進捗状況や今後の具体的な取り組みや達成見込みを確認し助言を行って、年度末の達成評価時面談での評価をもって次年度につなげている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度の行動評価とグランドデザインに目指す職員像を示している。こども園として必要な資格（保育士資格、幼稚園教諭免許）は採用の際明示し、こども園移行期間として令和6年までに資格や免許のない職員は取得を、免許更新が必要な職員は更新をすることが示され職員に周知されている。静岡市教員育成指標に沿って策定された研修へ参加し、園内では「遊び改善構想」をもとに園内研修年間計画を作成、実施している。園内研修はその都度振り返り、課題を挙げ次の研修に活かしている。園長会主催の研修は年度ごと内容の見直しを行い次年度へ反映できるようにしている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>経験年数を加味し、日ごろの保育、研修や分掌への取り組み状況から知識、技術水準を把握し、静岡市教員育成指標に基づく研修計画に沿って、研修を受ける機会が確保されている。資質・実践力向上研修では会計年度任用職員も研修に参加し、新規採用職員にはOJT指導員研修に参加したOJT指導員によるOJTが実施され、新規採用職員が記入したOJTノートを園長、副園長も定期的に確認、助言している。外部研修に関する情報を口頭、回覧で紹介し参加を勧めているが、新型コロナウイルスの影響で中止になる研修も多い。園内においても公開保育、教材研究、園内研修等があるが、勤務形態により参加できない職員には資料を回覧</p>		

し、休憩室に掲示するなど学びを共有できるようにしている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルに基本姿勢を明文化し、年間2～3名を受入れている。オリエンテーションで実習生のねらい、取組み内容に合わせ、観察実習、部分実習などプログラムを用意している。実習生受け入れの際は子ども達に紹介し、園だよりにて保護者にも知らせている。実習生の指導にあたっては、実習生の目的、実習のプログラムを周知し、実習日誌への職員の記入内容について園長、副園長が指導している。実習終了後、実習クラス主担任、園長、副園長、実習生で会議をもち、実習の取組み、達成度など確認している。また、実習中に実習生の養成校担当職員が来園し、実習の様子、プログラムの確認をしたり、情報交換を行ったりしている。実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムが用意されるとさらに良い。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ、要覧等に理念や基本方針、保育の内容等を掲載し、経営の重点に関わる内容や事業計画に関わる内容は園評価として静岡市のホームページで公開している。園評価は、園児の保護者や地域住民で構成される評議員を招いて年3回学校評議委員会を開催し、教育・保育活動や家庭・地域社会との連携に関する事項について意見を聴取するとともに、その内容を公表したもので、公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たしている。苦情・相談の体制については玄関にポスターを掲示し、その内容に配慮しながら園だよりにて公表するようにしている。また、子育ておしゃべりサロンの年間計画を地域の交流館やスーパーに掲示し、子育てトークの会の参加者に配布している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事務、経理、取引等はこども園課の指示、管理の下行われ、事務説明会に参加し、文書事務テキストを基にして、消耗、備品、修繕、備蓄購入等、購入項目に応じ適正な事務処理を行う仕組みがあり、職務分掌として明記され職員にも周知されている。事業、財務に関して園で作成しこども園に提出、確認された後、会計課に送られるなど、執行されるまでには何回もチェック体制がとられている。毎年、公立こども園等指導監査を受けているが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方については、グランドデザイン、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の中で文書化し、活用できる社会資源（日本平動物園、るくる、静岡県立美術館、静岡市美術館等）や地域行事のチラシを玄関に掲示したり、自由に取らせるようパンフレットスタンドを設置したりして、情報提供している。また、園周辺に点在するお寺や神社、公園など年間を通して利用し、勤労感謝訪問では地域の消防署や医療機関、お寺などを訪問し、地域の社会資源を保護者にも情報提供している。例年は地域の行事や活動に参加する際は、子どもの個別状況に配慮しつつ職員が引率しているが、昨年度より新型コロナウイルス感染防止のため、地域の交流館祭り、「おひまち」やS型デイサービスの行事が中止や延期になっている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア活動受入れマニュアルにその目的を明記し、ボランティア内容（行事・保育・施設等メンテナンス）、受入れ手順、受入れ留意事項を記載してその体制を確立している。また、中学生、高校生の職場体験のマニュアルに基本姿勢を明文化して、学校の教育課程に沿えるよう努めている。ボランティアや職場体験を受入れる際は事前打ち合わせを行い、守秘義務や写真撮影、子どもと交流をする際の留意点についてわかりやすく説明し、トラブルや事故を未然に防いでいる。（現在は新型コロナ感染防止のため通常の受け入れは行っていない）</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>子育てハンドブック、医療マップ等、地域の関係機関がわかる資料を事務室に置き、共有化を図っている。平成4年度スタートの静岡型小中一貫教育に向け、清水第六中学区小中一貫協議会に都度参加し、地域の課題、子どもの育ちなど情報交換や共有を図っている。また、清水保健センター保健師や、清水区子育て支援課家庭児童相談係と情報共有し、必要に応じて園訪問で園児の様子を見てもらい、特別な支援を必要とする園児については「うみのこセンター」療育相談や言語教室の職員と対応を協議できるようにしている。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、児童相談所、清水区子育て支援課家庭児童相談係との連携を図る体制も整えている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p>		

<p>園主催のおしゃべりサロン、高部地区子育てトークの会で園児と未就園児親子との交流がなされ、おしゃべりサロンでは歯科衛生士やあそびうたの講演会を企画して未就園児保護者の相談に応じることができるようにしている。他にも園庭開放や園見学に訪れた親子に対応しながら地域のニーズの把握に努めている。例年は近隣園（高部こども園・風の子保育園）の子どもと「三園交流」を実施しているが昨年度より新型コロナウイルス感染防止から中止になっている。また、園長が清水第六中学区協議会に参加し、地域のニーズや課題の把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント> 地域の社会資源として災害時における役割は明確にされていないが、高部地区子育てトークの会と連携したり、園のおしゃべりサロンなど未就園児が親子で楽しめる会を計画し実施している。おしゃべりサロンは年9回開催し、参加者に感想や要望など記入してもらってニーズの把握に努め、子育てに関する相談などにも対応している。園見学や園庭開放も行って地域のニーズの把握に努めているが、総体的にコロナ禍で参加者が減少し、本件に関する活動目標の達成は難しい年度となっている。また、例年、地域の「おひまち」や高部まつりで子どもが歌や作品を披露したり、「福祉のまつり 保育フェア」において市民にオペレッタを披露したり、こども園の専門性を活かし、地域の親子が楽しめる企画を行ったりしている（「保育フェア」も昨年度より中止や延期になっている）</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 子どもを尊重した基本姿勢として、自己肯定感を高めるために園目標を「自分が好き、みんなが好き」とし、グランドデザインにも「人との関係づくり」と明示して保育の中で実践している。職員は静岡市福祉総務課職員による人権教育を受け、倫理綱領を各クラスに掲示して折に触れ読み合わせ、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を行って、子どもの尊重や、子どもの人権擁護について日頃の保育を振り返る機会を作っている。また、静岡市国際交流課による国際理解講座や、人権擁護委員と協力して幼児を対象にした人権教育事業を実施して文化の違い、性差への対応、互いに尊重する心について学び、その取組の様子をボードで知らせている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント> 高部中央こども園職員としてのモラルやプライバシー保護について記載した「年度はじめに」とした書面を全職員に配付して、職員会議で読み合せをしている。また、「人権擁護のための</p>		

<p>セルフチェックリスト」を通しての気づきを話し合い、無意識のうちに行っていた声かけを改めるべく言葉の言い換えを学んだり、自らの良い点を継続できるよう意識づけたりと積極的な取組が行われている。着替えの際にはカーテンを閉めたりパーテーションで仕切ったり、プールやシャワーの際には動線を考え、外部からの視線が避けられるように遮光ネットで目隠しをするなど環境を整え、保護者にはその時期に園だよりで取組みを知らせている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>「広報しずおか『静岡気分』」に園の受け入れ、保育時間等一覧表を掲載し、市内全戸配布し、ホームページには理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を掲載し、季節ごと園の活動の様子を閲覧できるようにしている。また、園の要覧、ランドデザイン、ホームページは図や絵、写真を使った構成でわかりやすい内容になっている。見学希望者には日程調整に応じ、子ども達の活動が盛んな時間帯を見てもらえるよう勧め、園長又は副園長が対応してランドデザインや施設、保育の様子について詳しく伝えるとともに、入園希望の家庭には入園申し込み書類と一緒に施設一覧表を渡し、質問事項に答えている。重要事項説明書や要覧の内容変更が生じた場合も含め、年度末に見直し、必要に応じて修正している。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始の際には、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等、入園児のオリエンテーションにて重要事項説明書と「入園のしおり」で説明し、質問等を受け付けたのち同意書を交わしている。「入園のしおり」は毎年見直して更新している）また、4月に園児のみの行事、保護者参加の行事を分かりやすく記した年間計画を配付し、行事等の変更の際には園便りやクラス便り、ボード、メール等複数の手段で知らせている。日本語の理解が難しい外国人の保護者には国際交流課多文化共生推進係にて多言語通訳タブレット（テレビ電話）の活用や多言語電話通訳サービス（三者通話）おたより等の翻訳依頼など協力体制が整えられている。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>こども園における園児の指導要録の様式及び取り扱いの規定により、在園証明書の発行や指導要録及び健康診断の結果を送付し、保育の継続性に配慮している。主に園長、副園長が窓口となり、卒園間近の園だよりには「こども園はいつでもみなさんのことを待っています。また元気な顔を見せてくださいね。保護者の方も新しい環境で不安になった時、おしゃべりしたい時、どうぞお気軽にお立ち寄りください」と載せ、卒園後も気軽に来園し相談できることを口頭や文書で伝えている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p>		

各歳児に合った子どもとの保育の振り返りや、各歳児の担任が集まり、今日から翌日への保育のつながりを話し合う中で、何を楽しんでいたのか、興味関心があったのかなど、子どもの様子を共有し合い把握できるよう努めている。保護者に対しては参加会後の個別面談や行事アンケート、年度末アンケートをもって意見や要望を把握して結果をまとめ、職員会議等で共有、検討して活かし改善を図っている。(例年、保護者懇談会は保育説明会の後行っているが、昨年度よりコロナ対策のため中止している。)また、園長が保護者会長と話す機会を設けるとともに保護者会役員会に参加し、クラス担任は参加会後に個別面談を行って保護者の思いを把握できるよう努めている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
----	--------------------------------------	-------

<コメント>

苦情解決責任者(園長)、苦情受付担当者(副園長)、第三者委員(主任児童委員2名)による苦情解決に対する体制を整え、苦情解決の仕組みのポスターを玄関に掲示している。重要事項説明書にも記載があり、新入园児オリエンテーションにて保護者に説明している。アンケートの実施や、正門近くの掲示板横に意見箱を設置して苦情を申し出しやすいよう工夫し、苦情内容は苦情受付書に記録して処理内容を記載し保管している。苦情申し立てに対してはただちに内容を確認、対応や改善策を検討し、保護者との面談を設け改善策を伝え、苦情を申し出た保護者に確認した上で了解があれば園便りで公表している。苦情や相談内容は職員間で共有して内容の検討や改善策を周知し、その後の教育・保育活動に活かしている。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊟・c
----	--	-------

<コメント>

保護者には送迎時、日常的な声かけを行って相談しやすい雰囲気をはかっている。入园時に配付する重要事項説明や玄関廊下に掲示した苦情解決に関するポスターに「園に関する要望や苦情については、苦情受付担当者又は苦情解決相談員に」と明記し、こども園に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相手を自由にも選べる体制があることを告げている。事務室を相談室として、面談の際は事務室ドアの外側に面談を行っていることを示すプレートを掛け、衝立を立てて他の職員や保護者の目に入らないように配慮し、落ち着いて話ができるスペースを確保している。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>

職員は毎日、子ども・保護者を笑顔で受け入れ、保護者が質問、相談等しやすい対応を心がけるとともに、意見箱の設置、行事アンケート、年度末アンケート等、複数の方法で保護者からの意見の把握できるよう努めている。苦情解決の手順をもとに対応し、保護者から受けた質問、相談に対し、即答できるものと検討が必要なものを判断して困難性の高いものに関しては園長、副園長、主任保育教諭、必要に応じ職員全体で話し合い、保護者の理解を得られるよう説明している。さらに、職員会議で保護者からの意見等を分析し、園として何をすることが良いのかを話し合い保育に活かしている。苦情内容は苦情受付簿に記入して苦情受付のファイルに保管し、苦情解決の手順は年度末に見直しをしている。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市立こども園における「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的計画」に緊急時対応マニュアルを明記している。生活安全指導の分掌を中心として園長、副園長と連携をとり、安心安全な環境整備に向けて体制を整え、ヒヤリハットの分掌が職員から出たヒヤリハットを集計し、毎月の会議で話し合っ改善策をあげ、追跡調査まで行っている。また、怪我や不審者対応等のフローチャートを整備し、「静岡市立こども園事故防止安全マニュアル」の読み合わせを行って職員に周知するとともに、毎朝、早番保育担当が園舎内外、遊具点検を実施し、「施設設備遊具防災検査等安全点検結果報告書」を毎月こども園課に報告、各クラスでは年齢別安全チェックリストを週ごとに行うなど、事故防止に対する意識を常に持ち、安全な環境について評価・見直しを行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こども園で定められた感染症マニュアルをもとに園内では園長の責任の下、連携体制を整え、感染症が発生した時にはこども園課への報告、場合によっては保健所へ通達という管理体制が整備されている。マニュアルは読み合わせ、都度見直しをしている。こども園課看護師巡回の際、感染症予防について話を聞き、嘔吐処理の園内研修を実施、手洗い、うがい、マスク着用、消毒などできる限りの予防を職員、子ども達で行っている。流行する前に予防法や対処法等、こども園課看護師作成のナースだよりで知らせ、感染症発生状況を正門前に掲示してメールを配信し、流行性の病気、皮膚に疾患などの発生時には他の子ども達の体調チェック、視診、触診をこまめに行い、体調の変化を見逃さないようにしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の非常時対策において各災害のマニュアルがあり、職員体制、役割分担等を明確にし、対応体制を整えている。年間計画に沿って様々な想定で避難訓練を実施し、落下防止、転倒防止、備蓄管理等必要な対策を講じている。消防署による立ち入り検査、こども園課の委託業者による消防設備点検も行われ、立地条件等からの影響はなく、地域の避難場所に指定されている。保護者には「入園のしおり」、重要事項説明書に災害時の避難場所、引き渡しカード等について記載して入園時説明会で周知し、職員については園内の連絡網を作成して管理している。また、備蓄一覧表を作成し、園長、副園長、調理員で管理発注を行っている。「事業（保育）継続」の観点から災害等に備えた事前準備・事前対策が講じられることを期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提	㊟・b・c

	供されている。	
<p><コメント></p> <p>「保育手順マニュアル」に食事や排泄、睡眠、健康について記し、「事故防止安全マニュアル」では場面別チェックポイントを整備している。また、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」にもとづいて全体的な計画、ランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等が文書化され、日々の保育に活かしている。さらに指導計画においては「保育改善支援資料」を作成して、基軸となる考えを提示している。標準的な実施方法に基づいて実施されているか、振り返りの際に赤線を入れてチェックする体制を築いている。標準的な実施方法は子どもの思いや姿を見とり環境を整え、再構成しながら保育を進めており、保育実践が画一的なものとはなっていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、制度改正や市立こども園園長が集まる「園長会」において、必要に応じて検討され見直しが図られている。昨年度は「事故防止安全マニュアル～ケガなどの対応について～」が令和3年3月に配付されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児、支援児については個別指導計画を作成しており、新入園児オリエンテーション時、保護者に記入してもらった児童票、保健調査票や直接保護者から聴き取りした内容を基に、家庭状況や発育及び健康状況、こども園への要望等把握している。また、就労証明書や現況届、申立書などの保育を必要とする事由から保育時間を把握し、これらの情報を踏まえ計画を立て、子どもへの対応を検討している。障害児の入園にあたってはこども園課主催による小児科医師による特別面接を経て、遠城寺式分析的発達検査法を行って特徴を把握し、子どもと関わる上での配慮として役立てるようにしている。週案、月案での自己評価や日々保育の振り返りから次へつながるようねらいを立て実践へつなげている</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画については月間、週間それぞれの時期において評価を行い次の計画につなげ、毎月の会議にて検討している。年間を通しては年度末に振り返りを行い、各自の自己評価に基づいた園評価や、学校評議員による評価、年度末アンケートによる保護者の意向を把握し総合して指導計画の見直しを行う仕組みとなっている。見直した指導計画は関係職員で検討、職員会議で報告、周知し、会議に参加できない職員には各担当者から伝達したり紙面で回覧している。指導計画を緊急に変更する場合は、企画案を朝の打合せで確認し、参加した職員から他の職員に伝達し周知としている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p>		

児童票・保健調査票・指導要録など、こども園課で定め統一された様式に子どもの発達状況や生活状況等を記録し、0、1、2歳児は個別記録、支援児はサポートプランと個別記録により確認することができる。幼児クラスは指導計画の中に個別対応について記載し年度末に記入している園児指導要録でも確認することができる。指導要録の書き方について「園児指導要録の様式及び取り扱い」や文献を参考に下書きを行い、園長、副園長の確認後、清書を行っている。また、年1回こども園課より指導主事が訪問、閲覧し、書き方の指導を受けている。子どもに関する情報は毎朝の打ち合わせや月2回の職員会議で共有し、会議に参加できない職員にも書面で内容を知らせるとともに、担当者が個別に伝達している。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊟・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>

静岡市個人情報保護条例に基づき、市で定められた文書管理簿や廃棄文書の指定に沿って子どもの記録の保管、保存、廃棄が行われている。個人情報が記載されている書類は個々の連絡袋に入れ園長、副園長が担任でダブルチェックを行い、送迎時、保護者とも名前を確認し直接渡している。保護者から受け取った際にはその連絡袋に受け取った日にち、職員名を記載して管理している。記録管理責任者を園長として、4月の職員会議で個人情報の取扱いについて研修し、個人情報に関する全ての物を施錠できる書庫へ収納、情報資産、カメラ、SDカードの持ち出しには管理簿への記入、返却の確認を行うよう指導が徹底されている。職員は園長の指導と、さらにオンライン研修を受け、3か月に1回「個人情報漏洩防止セルフチェックシート」にチェックするなど厳重な管理体制を確立している。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、静岡市の基本理念、目指す子どもの姿、園のランドデザインに基づいて編成している。また、子どもの発達過程や家庭の状況、園周辺に残る自然や古来の史跡、かつては農村地帯だったが専業農家が減少し、保護者の就労職種が多様化した地域の実態を考慮して「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」を編成している。全体的な計画は年度末に職員会議で評価と反省を行ったうえで、各分掌の担当者を中心に様々な活動に対する年間計画が作成され、行事ごと実施後に評価・反省を行って、課題から改善点を明確にして次年度に活かせるようにしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>次亜塩素酸ナトリウムを使って毎日室内清掃を行い、砂場の掘り起こし、午睡時の玩具消毒、手洗い指導とペーパータオルの使用等、課の方針に従い薬剤師のチェックを仰ぎながら衛生管理を徹底している。また、基準を満たしていない遊具（ジャングルジム、ブランコ）を撤去して、乳児が安全に遊べるスペースを確保した。広くなった園庭でドッジボールをしたり、コンパネ、タイヤ、畳を組み合わせてサーキットのような物を作ったり、マルチパネ（巨大ブロック）を購入して遊べるスペースを作ったり、段ボールトンネルや、砂場の砂とは感覚が違う赤土等、稼働遊具や素材を工夫して取入れ、子どもの創造力が発揮される園庭となっている。家具の転倒防止、誤飲しない大きさの乳児用玩具の選定、子どもの遊びや動線に応じた遊具の選定や配置、ほっとできる空間の配慮等、老朽化やゆとりある空間に課題は残るが、心地よく過ごすことができるよう最大限に工夫している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭環境や生活面について個々の聞き取りを行って一人ひとりの発達について把握し、特別支援が必要な子はサポートプランを作成して、3ヶ月ごとの個人面談で支援につなげている。「遊び改善構想」研修テーマの手だての一つに「子どもの姿や心の動きを見逃さずに捉える」を掲げ、「嬉しい」「楽しい」だけでなく「悔しい」や「何だろう」といった様々な気持ちを受け止めて言葉におきかえ共感したり、子どもの発想を実現できるよう一緒に考えたり、一</p>		

<p>対一で落ち着いた雰囲気になったところで話を聞いたり、家庭環境の差や園での気になる行動などの姿を職員会議等で常に検討・伝達し、凸凹変換表（いいところ・長所）、声かけ変換表で学び合い、園全体で対応できるよう努めていることが記録からも読み取れる。また、子どもたちが慌てることのないように時間に余裕を持って活動したり、その子に応じて見通しが持てるような言葉かけをしたり、自分でやろうとしている時は時間を要しても見守る職員の連携体制を整えている。</p>			
A④	A-1-(2)-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達を理解し、自分でやろうという気持ちを十分に受け止め、保育者が手を添えたり一緒にやったりしながら、自分でできた喜びを共感し次への自信へつなげている。食育や保健等の分掌が年間計画に沿って、日々の保育の中で絵本、紙芝居、ペープサートを活用し子どもが理解できるよう伝え、「歯磨きはげみ表」を用いて自宅でも一緒に取り組み、大切さを感じてもらえるようにしている。また、絵や写真、個人のマークや手順表などの視覚支援を取り入れ、子どもが自らやってみようという気持ちになれる環境作りをするとともに、ロッカーへの収納や帰りの支度等、進級しても子どもが戸惑うことがないよう園全体でルールの一貫を図っている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「遊び改善構想」の研修テーマに「もう1回」「またやりたい」と思える遊びの援助を掲げ、「子どもの姿や心の動きを見逃さずに捉える」「またやりたいにつながる園庭の拠点作り」を援助方法の手立てとして、期ごとの遊び環境図を基に、前日の子どもの遊びを振り返りながら登園してすぐに遊び出しができるよう毎朝園庭の環境設定を行っている。毎週金曜日の振り返りの会で子どもの様子や遊びを職員同士で伝え合い、子どもの「やってみたい」の気持ちを園全体で保障している。また、子ども自らが遊びの中で工夫できるよう既成の玩具にとらわれず、可動式のコンテナ・タイヤ・マルチパネ等の教材を準備し、ごっこ遊びの手作り衣装、野菜の栽培、生き物の飼育、さらに園庭以外でも周辺の畑や川沿い、公園や神社への散歩、山登りなど戸外活動の時間や場を確保し、散歩に出かけて地域の人たちと交流する機会も大切にする等、子どもが主体的に活動できる環境整備にも余念がない。（例年はデイサービスの訪問や地域の行事への参加、年長児は、近隣園との交流や地域の小学校訪問なども行っているがコロナ禍で状況に応じた実施となっている）</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>特定の保育者がゆったりと笑顔で働きかけたり触れ合ったり、子どもの思いを受け止め、応答的に関わっている。一人ひとりの生活時間や保育時間に配慮し、安定した生活リズムで過ごすことができるよう連絡ノートや受け入れ時の伝言、保育参加会や面談で様子を把握して子どもの姿や成長を伝え合い共有している。安心できる保育者が見守る中、音が出たり感触を楽しんだり、身体を動かすことが楽しくなるような興味関心に沿った玩具を用意し、安全</p>			

<p>に留意しながら意欲的に探索活動ができるようにするとともに、保育者や近くにいる友達と簡単なやりとりを楽しむ中で思いや言葉の表現を楽しんでいる。保護者には毎月クラス便りの中にエピソードを分かりやすく載せて発行したり、写真でクラス前や掲示板で貼り出したりして知らせている</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>個別指導計画に子どもの姿、ねらい、援助配慮事項と保護者への支援を記し、自分でやりたい気持ちを尊重して時間にゆとりを持って見守り、難しいところはさりげなく手助けして出来たことを一緒に喜び、意欲につながる援助をしていることが記録からうかがえる。見立て、つもり遊びができる環境を整え、子どものしぐさや表情、言葉を捉え、気持ちを受け止めながら相手の子に代弁したり、言葉を補ったりして友達同士の仲立ちをしている。早番・遅番保育や園庭での遊びで自然な形で異年齢との交流ができ、年上の子どもの真似をしたり、優しくしてもらったりする経験を積み、他クラスの保育者、調理員も意識して子どもに声をかけるなど担任以外の関わりも図られている。連絡帳や送迎時のやりとり、保育参加会や面談の中で子どもの姿や成長を伝え合い、また、毎月のクラス便りにエピソードを載せて発行したり、クラス前や掲示板に写真を貼り出したりして知らせている。</p>			
A⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳児は、4月には新入園児と継続児の集団となることから、まずは安心して生活できるよう子どもの気持ちに寄り添い、遊びに目を向けられるようになってからは子どもが興味、関心をもって活動に取り組めるようにしている。扱いやすい用具の選定や自分のペースで楽しめる時間と場所を保障し、遊び環境や保育者の関わりを見直す話し合いを重ねている。</p> <p>4歳児は、やってみたいと思ったことを繰り返し考え、試していく中で実現できるように遊びに必要な素材・道具を自分で選んで使えるようにしたり、廃材置き場を設けたりして環境を整え、ゲーム遊びやごっこ遊びなど集団の中で自分の意見を伝えたり、友達の意見を聞いたり、友達と一緒に楽しさが膨らむ経験を積み重ねている。子どもの姿を伝え合いながらその子に合わせた援助ができるような実践が為されている。</p> <p>5歳児は、夏祭りや運動会などの活動を通して友達と一緒に取り組み、集団遊びやグループに分かれての活動を意図的に取り入れたりする中で、友達と協力することの楽しさ、大切さを学び、毎日の振り返りの中でお互いの意見を言い合い、友達と一緒に考えたり、工夫しようとする場を持っている。</p> <p>保護者にはボードや園便り、クラス便り、写真を載せたドキュメンテーション、参観会で知らせ、年3回の学校評議委員会で園の取組みを伝えて評価を受け、小学校に対しては公開保育の案内を出して様子を伝えている。</p>			
A⑨	A-1-(2)-⑧	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p>			

一日の予定を示した絵カードを見えやすい場所に掲示し、見通しを持って過ごせるようにしている。自分の場所がわかりやすくするためのマークや目印、ぶつかっても大丈夫なように角にはクッションをつけ、クールダウンできるスペースの確保や仕切りを利用して環境を整備している。クラスの月案・週案をもとに支援児の個別の週案を毎週作成するとともに、保護者との定期的な面談を設け3か月毎にサポートプランも作成し、月1回少人数グループでの活動（ぱんだの会）を実施するなど、子どもの状況と成長に応じた保育が行われている。支援担当の職員が年間を通じて障害児支援体制サポート強化事業研修に参加し、研修報告や支援者担当会議で報告して園全体の学びに活かしている。発達が気になる子は事前に保健センターに連絡したり、必要に応じて巡回相談を受けてもらったり、保護者の承諾のもと年1度の特別面接を受けることで加配制度を利用できるよう働きかけ、入園前のオリエンテーションや保育説明会において、支援を必要とする子も一緒に生活していることを伝え、統合保育への理解を深めている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
----	--	-------

<コメント>
早番・遅番保育、クラス保育とのつながりの中で、職員間で引継ぎをして子どもの様子を伝え合い、必要に応じて遊びを継続して楽しめるよう教材や環境を整えるとともに、家庭的な雰囲気にも配慮し、子どもの人数や年齢に応じて部屋を分けて発達に応じた玩具を用意したり、遊びごとにコーナーを設けたりして過ごしている。早番は決まった職員が受入れ（乳児は乳児の職員が受入れをしている）、遅番では疲れが出やすいことを考慮しながら、体調や健康状態にも気をつけている。一日の様子を伝えるためにクラスのボードは遅番の部屋の前に移動し、園児健康チェックファイルを活用して子どもの様子や保護者への伝達事項等、担当保育者が伝え忘れのないようにしている。クラス担任が直接保護者に伝えたい場合（怪我、体調で気になる事、諸連絡など）は、担任が伝え、丁寧な対応を心がけている。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>
グランドデザインの中に小学校との連携を明記、全体的な計画の中に小学校との連携に関する年間計画が記載されている。アプローチカリキュラムを作成し、公開保育の実施や小学校公開授業への参加なども計画的に行っているがコロナ禍で小学校児童との交流は中止となっている。静岡市第六中学区小中一貫協議会に参加し、高部地区のスローガン「時を守り、場を清め、礼を正す」をもとに「じかんをまもり すすんでかたづけ げんきにあいさつ」と目指す姿を共有している。就学校が複数あり、すべての小学校との交流は叶わないものの、隣の小学校と公開保育や公開授業を通して意見交換し、職員同士理解が深まるよう努めている。保護者とは面談の中で、就学に向け見通しをもてるよう伝えている。園長の責任の下、担任が静岡市立こども園園児指導要録を作成し、進学先の小学校へ送付している。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊟・b・c
----	------------------------------	-------

<コメント>
入園時に保護者に記入してもらう「乳幼児保健調査票」に既往歴や予防接種状況等必要な情報が整理され、保育手順マニュアル、静岡市立こども園事故防止安全マニュアルや毎日の健

康チェックカードを活用しながら一人ひとりの子どもの健康状態を把握し、年6回巡回訪問するこども園課の看護師や職員間で共有して心身の変化に留意している。保健計画を作成して発育測定、健康診断、保健行事（歯みがき指導など）を実施し、子どもの体調悪化、受診が必要と思われるケガは、保護者に連絡して対応を相談し、受診後や体調が気になる場合は、降園後や翌朝の登園時に様子を聞き必要な対応をしている。入園時のオリエンテーションでは入園のしおりに子どもの症状を見るポイントを載せ、保護者に対し健康に関する取組やSIDSへの対応を伝えている。園ではうつぶせ寝を避け、睡眠チェック表を利用し、1歳未満児にはベビーセンスを使用、睡眠時の様子を把握している。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	◎・b・c
-----	-----------------------------------	-------

<コメント>

内科健診、歯科検診、視力検査の結果が静岡市立こども園乳幼児健康診断票、保健調査票、歯科検診票に記載され、担任が確認し、こども園課の看護師も確認している。内科健診、歯科検診、視力検査など受診が必要な場合は書面で知らせ、治療証明を受け取っている。健康診断・歯科検診の結果を踏まえ、子どもたち自身が健康に関心を持ち自分で気を付けることができるよう、歯科衛生士による歯みがき指導を年1回実施、年中組、年長組は毎日歯みがき、フッ化物洗口を行っている。また、早寝、早起き、朝ごはんの大切さ、手洗い、うがい、咳エチケットなど風邪や感染予防など年齢に合わせ保育者と一緒に考える機会を作り、家庭と連携しながら実践につなげている。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	◎・b・c
-----	--	-------

<コメント>

静岡市公立こども園での食物アレルギー対応（実施・変更・解除）事務手続きマニュアルに基づき対応を行っている。入園前、保護者がアレルギー確認票に食物アレルギーの有無について記入、アレルギーがある場合は面談日を決め、主治医が作成した「生活管理指導票」と保護者に記入してもらった「除去食品確認表」を基に、保護者・園長・クラス責任者・調理員で確認する。また、毎月アレルギー会議を行い給食献立の中で提供できるものと除去が必要なものを検証し、その献立表は事務室やクラス、給食室で保管して、毎日の打ち合わせでも周知している。アレルギーや熱性けいれんなど、入園時や進級時に保護者から具体的な症状や対応を聴き取って連携し、対応が必要な子どもの一覧表を作成して職員間でも情報共有し、すぐに対応できるようにしている。与薬が必要な場合は医師の指示を与薬依頼票や薬の情報提供書を基に指示に沿った対応を行っている。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	◎・b・c
-----	----------------------------------	-------

<コメント>

食育の年間計画を立て、子どもの食に関する興味関心が広がっていくように、野菜の栽培やクッキング、毎月の食育活動、行事食の提供等を行っている。19日を食育の日と定めて、持参した弁当箱に給食を詰めて外でピクニック気分を味わったり、地域のお米屋さんによる「お米シアター」でお米ができるまでを学び、自分でおにぎりを握ったりと工夫を凝らし、その様子を写真や食育便りで各家庭に伝えている。また、嗜好調査で保護者から子どもの苦手な食べ物を聞いた上で、家庭でも参考にしてもらえようようにレシピを用意し、自由に持っていけるよう給食サンプルと一緒に置いて、親子で給食についての会話ができるようにして

いる。衛生面から机の位置や座る位置に配慮し、落ち着いて食事ができるようにしている。		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月園長・副園長・調理員・クラス担任により献立会議を行って、アレルギーや離乳食の状態を確認し、食材や形状に配慮している。嗜好調査を実施し、残食簿や検食記録簿、クラス担任からの聞き取りにより年齢ごとの食事量や献立による残食量を把握して次回の献立の決定や調理の工夫、提供する量につなげている。さらに旬の食材や行事食を積極的に取り入れ、静岡ならではの黒はんぺん、シラス、みかん、お茶など地域の食材にも親しめるようにしている。また、調理員がクッキングの手伝いをしたり、食事の様子を見たり担任から聞き取りをする機会も設けている。公立こども園給食室衛生管理標準作業表に従い、施設・設備、調理従事者の衛生管理、器具や食材の消毒、調理、配膳を行っている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは毎日連絡ノートを活用して子どもの成長やエピソードを記入し、日常的に情報交換している。幼児クラスは連絡ボードを使用し、写真なども用いながらその日の様子を発信している。送迎時には口頭で子どもの様子を伝えたり、家での様子を聞いたりコミュニケーションのもとで家庭との連携を図っている。例年は保育説明会で園目標や重点目標、クラス運営について伝えているが、コロナ禍により今年度はランドデザインと各学年の保育説明を配付して、保育の中で大切にしたいことを伝え、園便りやクラス便りに保育の意図や保育内容を載せている。参加会や個人面談等、様々な機会や手段を通して一人ひとりの成長を共に喜び共有できるよう努めているが、アンケート結果における認識の相違は否めない。引き続き相互理解を図るための模索を期待したい。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>いつでも話せる雰囲気作りを心がけ、保護者からの悩みや相談には即対応できるようにし、相談内容によっては、改めて面談日を設けて対応している。保護者の就労や家庭の事情などに配慮し、面談の際は事務室の入り口に面談中とわかるようプレートを掲示し、出入りには十分配慮するようにしている。面談内容は必ず面談票に記録してファイルに綴り、担任以外にも園長や副園長が加わり複数の職員がいる中で行い、助言できるようにしている。その場で即答できないと判断した際は、検討させて頂くことを保護者に伝え、後日伝えられるようにしている。送迎時、挨拶と共に保護者に話しかけ子どもの様子を伝え、コミュニケーション</p>		

ンをとり信頼関係が築けるよう努めているが、受け止め方も様々であり、一人ひとりの保護者の状況に応じた支援を期待したい。		
A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「これって虐待？」のマニュアルや児童相談所からの資料「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」を職員に配付・周知し、職員会議で研修を行っている。登降園時に保護者と子どもとの関わりを観察して、子どもに不自然な怪我や傷がないか視診している。子どもの表情、行動、つぶやき、衣服の状態、持ち物等、気になることは記録し、連絡がなく欠席した時には電話連絡し、健康状態を確認している。気になることがあった場合は、即園長に報告、確認し、児童相談所に通告することが職員間で周知されている。虐待等権利侵害が疑われる家庭については児童相談所、清水子育て支援課家庭児童相談係や保健センターの保健師と連絡を取り合い、情報共有しながら虐待防止に努めている。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>週日案、月案または期案等で自分の保育を振り返り、また、毎日クラス職員間で保育の振り返りを行って、毎週金曜日の振り返りの会で他学年と伝え合いをしている。自己評価は子どもの活動だけでなくねらいを意識し、そのねらいから子どもの姿を振り返り、次の手だてや援助を考慮して記入している。「遊び改善構想」の研修テーマに沿ってクラスごとに行われる公開保育後の事後研修でも、良かった点や改善点を話し合うとともに、教材研究などの園内研修で職員間が学び合い、自らの保育の質の向上につなげている。さらに年2回、園評価指標を用いた自己評価を行って自らの保育を振り返り、全職員で環境や保育などについて見直しを行い、話し合うことで園全体の教育・保育の質の向上につなげている。</p>		